

令和6年度 北区防災対策事業の概要

1 自主防災組織等に関連する取り組み

(1) 震災訓練

町会・自治会を母体とした自主防災組織（178 組織＝4月1日見込み）は、防災週間（8/30～9/5）を中心に、任意の日程で震災訓練を行っている。

令和6年度については、感染症等の予防に十分な配慮を求めながら、あわせて防災関係機関の協力を得て取り組むことで地域の防災力向上に努めていく。

(2) 自主防災組織活動助成金

自主防災組織の活動促進のために活動助成金交付を実施する。

交付金額は下記のとおり。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 組織割 | @20,000 円 |
| ② 世帯割 | @30 円×世帯数（北区ニュース同様） |
| ③ D級消防ポンプ活動助成金 | @9,000 円 |
| ④ C級ポンプ隊活動助成金 | @24,300 円 |

(3) 地区防災会議防災訓練補助金

地区防災会議（自主防災組織の連合体）の運営及び合同訓練に係る経費の一部を補助する。（限度額@200,000 円）。

(4) スタンドパイプ屋外格納庫補助金

自主防災組織がスタンドパイプ屋外格納庫を購入・設置した際に支払った金額の1/2を補助する（限度額@100,000 円）。

(5) 防災用資機材の機能点検

自主防災組織が保管している小型消防ポンプ（D級、C級）及び発電機について、専門業者による機能点検を行う。

2 備蓄物資について

(1) 避難者用蓄電池の配備

避難者のスマートフォン等の電源を確保するため、区内56避難所へ蓄電池を配備する。

(2) 通訳タブレットの配備

避難所での多言語対応を目的として、手話通訳を含む13か国語でのビデオ通話通訳のため、水害対応避難所12か所へ通訳タブレットを配備する。

(3) 簡易トイレ袋の充実

避難所における衛生面等の課題を踏まえ、簡易トイレ袋の備蓄を増量し、区内56避難所へ配備する。

(4) 災害備蓄犬用トイレシートの配備

ペット同行避難への対応として、区内56避難所へ犬用トイレシートを配備する。

(5) 北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づく備蓄資機材倉庫整理

令和元年に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、備蓄倉庫整理を行う。全避難所を20カ所ずつ、令和4年度から開始し、令和6年度は3年目となる。

3 前年度から継続して取り組む主な事業

(1) 簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進

不燃化特区内の木造住宅にお住まいの方を対象に、災害時の通電火災による延焼の拡大を抑えるため、簡易型感震ブレーカーの配布を行う。

(2) 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの取り付け支援

「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方、若しくは65歳以上のみで構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーの取り付け支援を行う。

(3) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、災害の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行う。

(4) 災害医療体制の整備

災害時の医療救護活動に備えるため、北区医師会や北区薬剤師会等の関係団体の協力を得ながら、緊急医療救護所の設置・運営に係る訓練、災対医療衛生部本部訓練などを、設置場所の病院と合同で順次実施する。

- ・緊急医療救護所 5か所（病院近接地等）
- ・医療救護所 7か所（学校避難所）

(5) 雨水貯留施設整備

集中豪雨対策として、民間住宅への雨水貯留槽設置や止水板等の設置補助を行う。

(6) 自主防災組織による避難所開設訓練

地区防災会議（連合町会自治会）単位で令和7年度までに区が主催で累計2回の訓練を実施する。3回目以降については、地域が主体となって訓練を実施し、区は実施に当たり必要な支援などを行っていく。

(7) 福祉避難所開設訓練の開催

大規模震災等に備えるため、施設の初動対応、福祉避難所の設営、避難者の受入等を行う訓練を実施する。令和6年度は1か所の福祉避難所で訓練の実施を予定している。

(8) オンライン防災イベントの実施

令和5年度に引き続き、ICTを活用したオンライン防災イベントを開催する。若年層やファミリー世帯の積極的な参加を促すことで、防災への興味・関心を持つきっかけを提供し、地域全体の防災力向上につなげていく。

運営方法（案）

- ・参加方法：事前申込制
- ・開催日数：1日
- ・公演回数：全3回
- ・所要時間：約90分/回
- ・参加人数：150組/回
- ・使用端末：パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど
- ・使用ソフト：Zoom

(9) 大規模水害時個別避難計画作成

引き続き優先度の高い避難行動要支援者を対象に大規模水害時個別避難計画を作成する。令和6年度は対象者の利用している居宅介護支援事業所や相談支援事業所など福祉専門職に委託をして作成を進める。

4 令和6年度の新規・拡充事業

(1) 防災関係計画の策定・改定

令和6年3月改定予定の東京都北区地域防災計画の下位に位置する以下の計画又はマニュアルを令和6、7年度の2か年をかけて策定・改定し、区における災害対応の具体化を図るとともに、その実効性を高め、災害への全庁的な対応力を向上させる。

- ①東京都北区業務継続計画【改定】
- ②東京都北区受援応援計画【策定】
- ③東京都北区災害対策本部マニュアル【策定】
- ④東京都北区災害対策各部マニュアル【改定】
- ⑤東京都北区避難所運営マニュアル【改定】

(2) 地区防災計画の策定支援

災害に関する事前の対策や発災時の相互支援の活動等を地区ごとに具体化し、地域が主体となって策定する「地区防災計画」を整理するための支援を行う。令和8年度までに全19地区で計画策定を目指しており、初年度である令和6年度は、5地区を予定している。

(3) 大規模水害への対応強化

近年全国各地で発生している大規模水害に備えるため、区民が荒川氾濫の危険性や避難場所の開設場所などの正確な知識を身に付けられるよう、引き続き普及啓発に努めていく。

①北区大規模水害避難行動支援計画に基づく避難支援

令和4年度に策定した「北区大規模水害避難行動支援計画」に基づき、避難行動要支援者及び要配慮者利用施設への支援を以下のとおり行う。

- ・要配慮者利用施設向けのサービスを活用した避難確保計画の作成支援

②コミュニティ・タイムライン作成支援

大規模水害発生時に「逃げ遅れゼロ」を目指すために、地域ごとに「いつ・誰が・何をするか」を整理した計画であるコミュニティ・タイムラインの作成を、

荒川氾濫時の浸水が想定される連合会単位で促進していく。令和6年度は赤羽北地区及び神谷地区にて作成支援を実施する。

- ・大部分の浸水が想定される町会自治会連合会 11 連合会
- ・令和5年度までの実施数 3連合会（堀船、浮間、豊島）

③マイ・タイムライン普及リーダー育成事業

水害からの早期避難を促進する上で、事前に家族等と避難先を決めるなど避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することは大変重要である。マイ・タイムラインを区民に普及すると共に、普及リーダー認定制度にて、リーダーにそれぞれの地域特性に応じた避難行動を地域の方と一緒に考えてもらい、マイ・タイムライン普及の役割を担ってもらう。また、今年度は個別避難計画の代替となるマイ・タイムライン（要支援者用）の作成講座を実施した。

- ・マイ・タイムライン作成講座（一般）
- ・マイ・タイムライン作成講座（要支援者）
- ・マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会
- ・マイ・タイムライン・フォローアップ

（4）北区ニュース防災特集号の発行、配布

北区地域防災計画の改定、総合防災情報システム（防災 TUMSY）の導入、マンション防災マニュアルの作成等、区の防災施策に関する最新の情報を区民に広く周知するため、5月下旬を目途に北区ニュース防災特集号を発行し、区内全戸配布する。

（5）総合防災情報システム（防災 TUMSY）の機能強化

総合防災情報システム（防災 TUMSY）を最新のクラウド版にバージョンアップし、災害対策本部活動のDX化を推進するとともに、区民向けに防災ポータル及び防災アプリを導入し避難情報発令や避難所の開設情報などを一元的に確認できるようにする。

（6）防災行政無線（同報系）制御卓等の更新

老朽化した防災行政無線（同報系）制御卓等を更新し、放送と連動して北区メールマガジンや防災ポータルに放送内容を配信できるようにするとともに、防災センターと第1庁舎無線室とで同様の機能を操作できるようにする。

（7）災害対策用 STARLINK の配備

大規模災害発災時の停電や通信途絶といった状況においても、ネットワークを確保して、クラウド型システムによる業務継続を可能とするため、災害対策用 STARLINK を導入する。

（8）北区災害廃棄物処理計画の改定

「北区災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定して以降、国や都を含め災害廃棄物処理をめぐる体制に変化が生じていることを踏まえ、現行計画の改定を行う。

5 防災まちづくり

(1) (仮称) 北区強靱化プロジェクトの策定

風水害・地震・噴火をはじめ、北区が直面する様々な危機に対し、強靱化に資する事業などについて、区民にわかりやすく取りまとめた「(仮称) 北区強靱化プロジェクト」を策定する。

(2) 密集事業

老朽木造住宅が密集し、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区を対象に、避難路や公共施設の整備、老朽木造住宅等の建替えの促進を図り、災害に強い総合的なまちづくりの取組みを進める。

令和6年度は、十条北地区及び志茂・岩淵地区において、地区計画等の策定・変更や新たな防火規制区域の拡大・指定に取り組む。

(事業導入地区)

- ・西ヶ原地区 (30.0 ha)
- ・志茂・岩淵地区 (116.7 ha)
- ・十条駅東地区 (51.7 ha)
- ・十条北地区 (31.5ha)
- ・十条駅西地区 (26.8 ha)

(3) 不燃化推進特定整備事業

大規模な地震発生時に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、東京都と北区が連携しながら整備を行っている。

令和6年度は、引き続き老朽建築物等の除却助成を行うとともに、現在の建替え助成の対象に建築工事費の一部を新たに追加し、不燃化への取組みを促進する。

(指定地区)

- ・十条駅周辺地区 (81.2 ha)
- ・志茂・岩淵地区 (116.7ha)
- ・補助81号線沿道地区 (1.0 ha)
- ・赤羽西補助86号線沿道地区 (6.0 ha)

(4) 不燃化加速事業

老朽建築物の除却や建替えに対する助成事業として、令和6年度から十条北地区において開始する。

(5) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動などを支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を促進するため助成制度を設けている。

(6) 無電柱化チャレンジ事業

木造住宅密集地域内にある歩道のない狭い道路において、震災時の電柱倒壊等による避難路の閉塞を防止するため、無電柱化チャレンジ事業を推進する。

令和6年度は電線共同溝本体の整備工事を開始する。

（対象路線）

- ・区道 1274 号線（志茂スズラン通り商店街の一部区間）

（7）木造住宅の耐震化促進

旧耐震基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築着手）に加え、新耐震基準木造住宅（昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築着手）を対象に、耐震化の向上を促進するため助成制度を設けている。

（8）橋梁等の健全度調査及び維持補修

橋梁（整備後 20～50 年経過が約8割）等の道路施設が老朽化していることから、定期的な健全度調査や橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕により、安全な交通の確保を図っている。

令和6年度は、一般橋2橋と公園橋1橋の橋梁健全度調査、12ヶ所の擁壁健全度調査を実施するとともに、2箇所の擁壁補修設計および1箇所の擁壁補修工事を実施する。また、十条跨線橋（中十条 2-10・東十条 2-16）の維持補修工事を引き続き進める。

（9）橋梁架替整備

経年劣化が著しい橋梁について、計画的な架替を行っている。

令和6年度は、引き続き十条跨線橋（中十条 2-10・東十条 2-16）、新柳橋（豊島 2-11・堀船 2-28）、新田橋（豊島 7-33・足立区新田 3-2）の3橋の架替を進める。